

○東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年4月1日

東大阪都市清掃施設組合条例第2号

改正 令和3年2月19日条例第2号

令和4年3月1日条例第2号

令和4年5月27日条例第3号

令和4年11月30日条例第5号

令和5年11月30日条例第2号

令和6年2月15日条例第1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当（第3条—第8条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び手当（第9条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 この条例に基づく会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当

（給料の基準）

第3条 全てフルタイム会計年度任用職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、東大阪都市清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年東大阪都市清掃施設組合条例第1号。以下「組合給与条例」という。）により例によるものとされる東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号。以下「給与条例」という。）第8条第1項の規定の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）の給料月額との均衡を考慮して、給与条例別表第1に定める職務の級の2級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内において管理者が定めるところにより決定する。

（給料支給の始期及び終期）

第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者に対しては、発令の日から給料を支給する。ただし、離職した本組合の職員が即日フルタイム会計年度任用職員となったときは、発令の日の翌日から給料を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料月額に異動を生じた場合においては、その発令の日から改定された給料額を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの分の給料を、日割により支給する。

4 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その当月分の給料の全額を支給する。

（給与の減額）

第6条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日等を除く。）（代休日を指定されて、当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該日に代わる代休日）である場合、休暇（管理者が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1日又は1時間につき、第8条第1項において準用する給与条例第20条又は第41条に規定する勤務1日又は1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職手当）

第7条 退職手当は、東大阪都市清掃施設組合一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和44年東大阪都市清掃施設組合条例第2号）の定めるところによる。

（給与条例の準用等）

第8条 給与条例第19条、第20条、第26条、第27条、第28条、第29条（第2項、第3項ただし書及び第6項を除く。）から第31条まで、第34条、第41条、第43条から第46条まで、第48条及び第49条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、管理者が定める。

2 給与条例第38条（第3項及び第5項を除く。）から第38条の4までの規定は、任期が6月以上

であるフルタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において給与条例第38条第1項中「第45条第8項」とあるのは「東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号）第8条第1項において準用する第45条第8項」と、第38条の4第2項中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、当該職員の手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第38条第5項及び第6項」とあるのは「第38条第6項」と読み替えるものとする。

- 3 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期（任命権者を同じくするものに限る。第16条第5項において同じ。）の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び手当

#### （報酬）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額による報酬とし、報酬の基本額及び当該額に100分の10を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の報酬の基本額は、フルタイム会計年度任用職員及び給料表適用職員の給料月額との均衡を考慮して、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において管理者が定めるところにより決定する。

- (1) 月額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員（以下「月額報酬支給職員」という。）勤務1月につき、給与条例別表第1に定める職務の級の2級における最高の号給の給料月額。以下この項において「報酬基礎額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

- (2) 日額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員（以下「日額報酬支給職員」という。）勤務1日につき、報酬基礎額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

- (3) 時間額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員（以下「時間額報酬支給職員」という。）勤務1時間につき、報酬基礎額を21で除して得た額を、100分の775で除して得た額

- 3 前項の規定にかかわらず、特殊の技術、経験等を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であって管理者が定めるものの第1項の報酬の基本額は、月額330,000円を超えない範囲内において管理者が定めるところにより決定する。

- 4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、給与条例第28条から第別条までに規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

(報酬支給の始期及び終期)

第10条 第5条の規定は、月額報酬支給職員の報酬の支給の始期及び終期について準用する。

(報酬の減額)

第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項において準用する給与条例第20条又は第41条」とあるのは、「第12条又は第16条第1項において準用する給与条例第20条」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額報酬支給職員第8条第1項において準用する給与条例第41条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額との均衡を考慮して管理者が定める額
- (2) 日額報酬支給職員第9条第1項に規定する合計額をその者について定められた1日の勤務時間の時間数で除して得た額
- (3) 時間額報酬支給職員第9条第1項に規定する合計額

(日額報酬支給職員及び時間額報酬支給職員の報酬の支給期日)

第13条 日額報酬支給職員及び時間額報酬支給職員の報酬の支給日については、管理者が別に定める。

(費用弁償)

第14条 公務のため旅行したパートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償については、東大阪都市清掃施設組合旅費支給条例(昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第6号)の定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。)であって、給与条例第27条第1項の規定を適用したならば、同項各号に掲げる者に該当することとなるものには、通勤に要する費用を費用弁償として支給する。
- 3 前項に規定する費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当の例に準じて、管理者が定める。

(期末手当及び勤勉手当に係る手当基礎額)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る手当基礎額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額報酬支給職員基準日(次条第4項において準用する給与条例第38条第1項及び第38条の4第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき第9条第1項に規定する合計額
- (2) 日額報酬支給職員及び時間額報酬支給職員基準日以前6月以内の期間における報酬の1月

当たりの平均額として管理者が定める額

(給与条例の準用等)

- 第16条 給与条例第20条、第43条から第46条まで、第48条及び第49条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、管理者が定める。
- 2 給与条例第19条の規定は、月額報酬支給職員の報酬の支給期日について準用する。この場合において、同条第1項中「給料とあるのは「報酬（東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第9条第4項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）」と、同条第2項及び第3項中「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
- 3 給与条例第28条から第31条まで及び第34条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する第9条第4項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、管理者が定める。
- 4 給与条例第38条（第3項から第5項までを除く。）から第38条の4までの規定は、任期が6月以上であるパートタイム会計年度任用職員（管理者が定めるものを除く。次項において同じ。）に対する期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第38条第1項中「第45条第8項」とあるのは「東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第16条第1項において準用する第45条第8項」と、同条第2項中「手当基礎額」とあるのは「手当基礎額（会計年度任用職員条例第15条に規定する額をいう。）」と、第38条の4第2項中「第38条第4項に規定する手当基礎額」とあるのは「会計年度任用職員条例第15条に規定する額」と、「その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、当該職員の手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第38条第5項及び第6項」とあるのは「第38条第6項」と読み替えるものとする。
- 5 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

#### 第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- パートタイム会計年度任用職員(管理者が定める者に限る。)に対して令和2年12月に支給する期末手当に係る第16条第4項の規定の適用については、同項中「給与条例第38条第4項中「職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、」とあるのは、「給与条例第38条第2項中100分の125」とあるのは100分の149」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは」とする。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 会計年度任用職員に対して令和4年6月に支給する期末手当の額は、第8条第2項又は第16条第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 令和3年12月に給与条例その他の管理者が定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た」とあるのは、「給与条例の適用を受ける者その他の管理者が定める者との権衡を考慮して管理者が定める」とする。
- 前2項に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和3年2月19日条例第2号)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和2年12月1日から適用する。
- 改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和4年3月1日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日条例第2号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月15日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。